

みんなえがお

— 人権教育指導資料 (第 46 集) —



目 次

- P.2 個別的視点からのアプローチによる授業実践について
- P.3 性的マイノリティに関する偏見や差別をなくそう
- P.4 部落差別（同和問題）を解消しよう
- P.5 障害を理由とする偏見や差別をなくそう
- P.6 外国人の人権を尊重しよう
- P.7 様々な人権課題
- P.8 人権教育の日常化を目指すチェックリスト

令和 6 年 3 月 茨城県教育委員会

個別的視点からのアプローチによる授業実践について

1 人権教育の手法について(個別的視点からのアプローチ)

人権教育の手法については、人権一般の普遍的な視点からのアプローチと、具体的な人権課題に即した個別的視点からのアプローチとがあり、この両者があいまって人権尊重についての理解が深まっていくものと考えられます。

個別的視点からのアプローチに当たっては、地域の実情や対象者の発達段階などを踏まえつつ、以下の点に十分留意して適切な取組を進めていく必要があります。

- 学校教育においては、様々な人権課題の中から、子どもの発達段階等に配慮しつつ、それぞれの学校の実情に応じて、より身近な課題、児童生徒が主体的に学習できる課題、児童生徒の心に響く課題を選び、時機を捉えて、効果的に学習を進めていくことが求められます。
- 教職員においては、個別の人権課題の指導に取り組むに際し、まず当該分野の関連法規等に表れた考え方を正しく理解するとともに、その人権課題にかかわる当事者等への理解を深めることが重要です。

「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ] 実践編～個別的な人権課題に対する取組～」より作成

2 個別的視点からのアプローチにおける配慮事項

- 「人権一般の普遍的な視点からのアプローチ」と「具体的な人権課題に即した個別的視点からのアプローチ」を往還、還流させていく視点を大切にします。
- 人権一般に関わる知的的理解は、現にある実在する(した)、人権侵害、人権侵害に苦しむ人に思いを致すものとなるようにします。同時に、具体的な人権課題の学習でも、普遍的な視点との接点を意識するようにします。

「NITS ニュース第 51 号」より作成

3 個別的視点からのアプローチによる授業実践について

【各教科等で】

各教科、特別の教科 道徳、外国語活動（小学校）、総合的な学習の時間、特別活動で実践します。

I 単元名(主題名、題材名)

II 本時の目標

III 指導に当たって配慮すること

IV 展開

【関連させる課題等】

- 「人権一般」
→基本的人権や個人の尊重等
「様々な人権課題」
→17の人権課題を取り上げます。

【留意点①】

各教科等本来の目標やねらいを達成することを第一とします。

その上で、単元及び本時の目標に関連させて「人権教育で育てたい資質・能力」の育成を目指し、「人権教育のねらい」の達成を目指していきます。

学習内容・活動

指導上の留意点

1	・
2	・
3	・
4	参考：
・	
・	
・	

【留意点②】

- ・地域、児童生徒の実情や児童生徒の発達段階を考慮します。
- ・年間指導計画へ明確に位置付けます。(行事や体験活動との関連も意識)
- ・教職員の無責任な言動が、児童生徒の間に新たな偏見や差別を生み出すことがありますに十分留意します。

それぞれの人権課題に対する知的的理解だけにとどまることなく、偏見や差別を受けている人々の立場に立って物事を考え、偏見や差別の不当性を正しく捉えるとともに、その人の怒り、悲しみ、苦しみ等を自分のこととして感じながら「**共感的に理解する**」ことが大切です。

差別を受けた人々が、生産や労働を通じて社会や文化を支えたり、優れた芸術作品を制作したり、差別の解消や人権の獲得のために行動したりするなどして、力強く生き抜いてきたことなどを十分に捉えさせ、児童生徒が人権課題の解決に向けて、「**明るい展望**」がもてるよう指導することが重要です。

性的マイノリティに関する偏見や差別をなくそう

【関連法規】「性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」

学習指導案例：【特別活動】〈小学校第5学年〉

I 題材名 「たがいのちがいをみとめ合うために」 [学級活動(2)イ]

II 本時の目標

自分の個性を見つめ、他者との違いを認識することで、多様な個性を認め、それをお互い認め合うことのよさを味わうことができる。

III 指導に当たって配慮すること

性差に関してどのような認識をもっているのか、困り感はないか等、日常生活における児童の様子を事前に観察しておく。性的マイノリティの児童がいる可能性を考慮し、児童が周囲の言動の中にある偏見や差別に対して気を付けるように指導を継続する必要がある。これらの指導により、児童の心の成長とともに、多様な個性を認め合うことのよさに気付くことが期待できる。

IV 展開

〈事前の指導〉

児童の活動	指導上の留意点
不安や悩みに関するアンケートに記入する。	<ul style="list-style-type: none">無記名でアンケートを取り、授業以外で利用しないことを確認する。全国のアンケート調査等と合わせて、調査結果を表やグラフにまとめる。

〈本時の展開〉

児童の活動	指導上の留意点
<p>つかむ</p> <p>1 不安や悩みに関するアンケート結果における性に関する悩みを例に、どのような悩みなのか具体的に考える。</p>	<ul style="list-style-type: none">容姿のこと、性に関することなど少数の回答にも着目できるようとする。一人一人に個性があるように、人間の性についても様々な個性があることに気付けるようとする。
<p>さぐる</p> <p>2 問題を共有する。</p> <p>性については様々な考え方があることを知り、みんなが人間らしく生活するために大切にすることは何かを考えよう。</p>	<ul style="list-style-type: none">小グループでの話し合いを通して、考えを広げられるようとする。児童の今までの成長や変化が分かるように、低学年の頃の学級通信やキャリア・パスポートなどの振り返りから、一人一人の成長において、多様な個性があることを理解できるようとする。
<p>見つける</p> <p>3 性的マイノリティの当事者のインタビュー動画から多様な性について知り、多様な個性を認め合うことの意義を考える。</p>	<ul style="list-style-type: none">動画資料等を視聴し、性の多様性があることを知り、性的マイノリティの当事者には、悩みや不安があることに気付けるようとする。
<p>決める</p> <p>4 多様な個性を認め合うために、一人一人ができることについて話し合う。</p>	<ul style="list-style-type: none">小グループでの話し合いを通して考え、多くの意見を出すことができるようとする。思春期は、心と体が大きく変化する時期であり、性に関する不安や悩み等の増える場合があることを理解できるように助言する。
<p>5 様々な個性を認めるができるようになるために、自分が心掛けることをワークシートに書く。</p>	<ul style="list-style-type: none">話し合いの結果を参考に、自分の課題に合った具体的な目標になるように助言する。

〈事後の指導〉

児童が立てた目標や取組について振り返る機会を設け、継続した取組になるように助言する。

部落差別（同和問題）を解消しよう

【関連法規】「部落差別の解消の推進に関する法律」

学習指導案例：【社会科】〈小学校第6学年〉

I 単元名 「生活や社会の変化」

II 本時の目標

全国水平社大会で演説する山田少年について調べる活動を通して、実際に日本で起こり、現在も続いている部落差別（同和問題）について理解することができる。

III 指導に当たって配慮すること

部落差別（同和問題）について直接取り上げるため、地域や学校の実態を十分に把握し、現在もなお続いている許されない差別であるという強い信念をもって指導に当たる。また、差別される側の思いや気持ちを想像する活動を通して、差別は許されないという意識が高まるようにする。

IV 展開

学習内容・活動	指導上の留意点
1 前時までの学習について振り返る。	<ul style="list-style-type: none">いろいろな社会問題、民衆運動、選挙権、女性運動などについて、情報端末等に残した前時までのまとめから振り返るようにする。
2 本時の学習課題を把握する。 山田少年は、どんな気持ちで、何をうつたえているのだろう。	<ul style="list-style-type: none">山田少年の写真から、16歳の少年が多くの聴衆の前に登壇したことを知らせ、何を訴えているのか関心が高まるようにする。
3 全国水平社についてグループで調べる。 (1) 今までに学習した内容を振り返る。 <ul style="list-style-type: none">厳しく差別されてきた人々医学を支えた人々解放令 等 (2) 全国水平社について調べる。 <ul style="list-style-type: none">山田少年の演説文について（参考）山田少年は何を訴えているのか「水平」とはどんな意味なのか 等	<ul style="list-style-type: none">グループごとに、今までに学習した内容を振り返るよう助言し、厳しく差別されてきた人々が中心となって全国水平社をつくったことと結び付けられるようにする。全国水平社及び山田少年について調べ、調べた情報を項目ごとにまとめるよう指示する。その際は、「水平社博物館」のホームページや「山田少年の訴え」等の言葉についても調べるとよいことを助言する。演説する山田少年の気持ちや聞いている人々の気持ちを考えることで、水平社をつくった人々の思いや願いを想像できるようにする。
4 全国水平社をつくった人々の思いや願いについて考える。	
5 本時の学習についてまとめ、振り返りをする。 ・全国水平社創立後の部落差別（同和問題）について	<ul style="list-style-type: none">差別についての自分の考えをまとめ、発表する場面では、部落差別（同和問題）について、今もなお結婚や就職時の差別、ネット上での暴露記事や誹謗中傷などの事案が起きていることについて補足する。本時の学習で分かったことを確認し、新たに調べたいことについて考え、本時のまとめとする。

参考：水平社博物館フィールドワーク解説⑥
(山田孝野次郎記念碑)

障害を理由とする偏見や差別をなくそう

【関連法規】「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」

学習指導案例：【特別の教科 道徳】〈中学校第2学年〉

I 主題名 「障害を理由とする偏見や差別をなくそう」 内容項目 C(11) [公正、公平、社会正義]

II 本時の目標

正義と公正さを重んじ、誰に対しても公平に接し、偏見や差別のない社会を実現しようとすることができる。

III 指導に当たって配慮すること

この教材を通して、Aさんが会場に入れなかった経験を自分事として捉えて考えたり、議論したりすることで、「個人の問題」ではなく「社会（みんな）の問題」であることに気付くことができるようになる。また、生徒の意見を対立させるだけでなく、社会に生きる一人の人間としてどのように対処することが望まれるのかを判断することができるようになる。

IV 展開

学習内容・活動	指導上の留意点
<p>1 本時のねらいとする道徳的価値について課題意識をもつ。</p> <p>2 本時の学習課題を把握する。</p> <p>Aさんがパーティー会場に入れないのは、なぜでしょうか。</p> <p>3 Aさんがパーティー会場に入れない理由について考える。 〔意見の例〕</p> <ul style="list-style-type: none">○「Aさんの足が不自由だから」<ul style="list-style-type: none">・一人で会場に来たからだよ。家族に付き添ってもらえばいいのでは。・車いすで入れないお店より、車いすでも入れるお店を調べて行けばいいよね。○「周囲の人々や環境に問題があるから」<ul style="list-style-type: none">・この建物には階段しかないからだね。・入れないから違うお店を選ぶのではなくて、誰もが入れるお店じゃないとだめだよ。 <p>4 差別をなくすために必要なことについて考え、話し合う。</p> <p>5 もう一度、Aさんがパーティー会場に入れなかった理由について考える。 〔意見の例〕</p> <ul style="list-style-type: none">・このお店に入る、入れないだけを考えても問題は解決しない。誰もが安心して暮らせる社会をつくる視点がなかったからだ。 <p>6 自己の生き方について考える。</p>	<p>・生徒に課題意識をもたせるために、差別に関する出来事を取り上げ、授業で取り上げる事例だけが課題ではないことを確認する。</p> <p>参考：『HOPE！（ほーぷ）「障がい」と「人権」について学ぶブックレット』 公益社団法人 烏取県人権文化センター 「パーティに参加したい！」</p> <p>https://www.moj.go.jp/content/001312950.pdf</p> <p>・出された意見が、障害者個人の問題であるのか、その人が暮らす社会の問題であるのかが分かるように板書する。</p> <p>・生徒に自由な発想で考えるように声をかけ、意見を出しやすい雰囲気をつくる。</p> <p>・生徒の本音を引き出すために、生徒の出した意見によっては「なぜなの？」「どうしてそう思うの？」「理由を教えて。」などと問い合わせる。</p> <p>・自分の意見を発表し、友達の様々な意見にふれられるようにする。</p> <p>・入れる、入れないという二項対立の議論にならないようにする。</p> <p>・入れずに困っているAさんの心情を捉えきれずに発言している場合には、問い合わせの発問を準備しておき、ねらいとする価値に迫れるようにする。</p> <p>最初は入れなかったAさんが、このお店に入れたとして、Aさんは幸せなのでしょうか。</p> <p>・生徒の意見を聞きながら、振り返りの際に学びの足跡が分かるように、はじめの意見と比較をしたり、意見の深まりを強調したりすることで、生徒の考え方の変容が分かるように板書する。</p> <p>・私たちの社会には、この他にも解決していくなければならない課題があることを伝え、生徒が生きている社会に目を向けて課題を見付けられるように促す。</p> <p>・自己の生き方について考えを深められるよう、ワークシートなどに書く活動を取り入れる。</p>



※ 当該内容項目に対応した教科書教材と組み合わせて授業を構成すると効果的である。

外国人の人権を尊重しよう

【関連法規】「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」

学習指導案例：【特別の教科 道徳】〈中学校〉

I 主題名 「外国人の人権を尊重しよう」 内容項目 C(11) [公正、公平、社会正義]

II 本時の目標

物事の是非を見極めて、誰に対しても公平に接し続けようとすることができる。

III 指導に当たって配慮すること

ある国においては多数派の民族であっても、外国に行けばその立場は入れ替わることに気付くことができるようになる。そして、多数派、少数派に関わらず誰に対しても公平に接するために、大切にしていきたいことを生徒が見付けられるようにする。

IV 展開

学習内容・活動	指導上の留意点
<p>1 様々な国の様々な民族の様子を映像で確認し、気付いたことを伝え合う。</p> <ul style="list-style-type: none">・服装が異なる・肌の色や髪型が異なる・日本でも見かけたことがある <p>2 本時の学習課題を把握する。</p> <p>日本で起きている外国人差別を解消していくために、大切にしたいことは何だろうか。</p> <p>(1) 動画を視聴し、差別された生徒と差別した生徒の気持ちについて考える。</p> <p>(2) 自分が外国で暮らしていくことになったら、どのようなことをしてもらえるとうれしいかについて考え、話し合う。</p> <p>3 具体的な事象をもとに、日本で起きている外国人差別を解決するために、大切にしたいことは何か考える。</p> <p>〔取り上げる具体的な事象の例〕</p> <ul style="list-style-type: none">・ヘイトスピーチ・アパートやマンションへの入居拒否・習慣の違いが受け入れられない <p>4 本時の学習について振り返りをする。</p>	<ul style="list-style-type: none">・大型提示装置や情報端末を活用して、写真などの映像資料を学級全体で確認できるようにする。・全員で課題を確認し、日本で起きている外国人差別にはどのようなものがあるか、生徒の既存の知識を確認する。・人権啓発ビデオ「わたしたちが伝えたい、大切なこと～アニメで見る 全国中学生人権作文コンテスト入賞作品～【差別のない世界へ】」を視聴する。 https://www.youtube.com/watch?v=xT4uMB6KqFE・差別した生徒は、相手の気持ちや心の痛みに目を向けていないことに気付けるようにする。・仮に自分の住む国や地域で、自分が少数の側に立ったことを想像して、自分がしてもらううれしいことや助かることについて考えられるようにする。・差別の内容や現状について、正しく把握し、その解決にはどのようなことを大切にしていくとよいか考えられるようにする。・「～しない」という禁止の形で意見が列挙された場合は、「～する」「～しようとする」「～という気持ちを大切にする」という意見に着目し、価値に迫れるようにする。



※ 当該内容項目に対応した教科書教材と組み合わせて授業を構成すると効果的である。

① 女性の人権を守ろう

家庭や職場における男女差別、性犯罪等の女性に対する暴力・配偶者・パートナーからの暴力、職場におけるセクシャルハラスメントや妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い(マタニティハラスメント)などの人権問題が発生しています。誰もがお互いの立場を尊重して協力し合えるよう、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

④ 障害を理由とする

偏見や差別をなくそう

障害のある人が就職差別や職場における差別待遇を受けたり、車椅子での乗車、アパート・マンションへの入居及び店舗でのサービス等を拒否されたりするなどの人権問題が発生しています。障害の有無にかかわらず、誰もがお互いの人権を尊重し合う「心のバリアフリー」を推進することによって多様な主体が互いに連携し、支え合う共生社会を実現するため、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、この問題についての関心と理解を深め、偏見や差別を解消していくことが必要です。

⑦ 外国人の人権を尊重しよう

外国人であることを理由とする不当な就職上の取扱い、アパートやマンションへの入居拒否などの人権問題が発生しています。また、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がヘイトスピーチであるとして社会的な関心を集め、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、ヘイトスピーチを解消していくことが必要です。

多様な主体が互いに連携し、支え合う共生社会を実現するため、文化等の多様性を認め、言語、宗教、生活習慣等の違いを正しく理解し、これらを尊重することが重要であるとの認識を深めていくことが必要です。

⑨ ハンセン病患者・元患者やその家族に対する偏見や差別をなくそう

「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟の判決受入れに当たっての内閣総理大臣談話」にもあるとおり、ハンセン病対策については、かつて採られた隔離政策の下で、患者・元患者のみならず、その家族に対して、社会において極めて厳しい偏見、差別が存在したことは厳然たる事実です。

ハンセン病患者・元患者やその家族がおかれている境遇を踏まえ、ハンセン病についての正しい知識を持ち、この問題についての関心と理解を深め、偏見や差別を解消していくことが必要です。

⑫ インターネット上の人権侵害をなくそう

インターネット上で、他人を誹謗中傷したり、個人の名前やプライバシーを侵害したり、あるいは偏見や差別を助長するような情報を発信したりするといった悪質な事案が急増しています。このような情報の発信は、同様の書き込みを次々と誘発し、取り返しのつかない重大な人権侵害にもつながるものであつて、決してあてはなりません。

個人の名前やプライバシー、インターネットを利用する際のルールやマナーに関する正しい理解を深めていくことが必要です。

⑯ 性的マイノリティに関する

偏見や差別をなくそう

性的マイノリティを理由として、社会の中で偏見の目にさらされたり、職場で昇進を妨げられたり、学校生活でいじめられたりするなどの人権問題が発生しています。この問題についての関心と理解を深め、偏見や差別を解消していくことが必要です。

② こどもの人権を守ろう

いじめや体罰、それらに起因する自殺、児童虐待、児童買春や児童ポルノなどの性的搾取といった人権問題が発生しています。こどもが一人の人間として、また権利の主体として最大限に尊重されるよう、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

⑤ 脱落差別(同和問題)を解消しよう

部落差別(同和問題)については、インターネット上の差別的書き込み、結婚・交際、就職・職場における差別、差別発言、差別落書き等の人権問題が依然として存在しています。「部落差別の解消の推進に関する法律」の趣旨及び同法第6条に基づく調査の結果を踏まえながら、啓発によって新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に問題の解消に資するものとなるよう、内容や手法等に配慮し、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

また、部落差別(同和問題)の解消を阻む大きな要因となっているものに、いわゆる「えせ同和行為」があり、この「えせ同和行為」を排除するための取組を行っていくことが必要です。

③ 高齢者の人権を守ろう

高齢者に対する就職差別、介護施設や家庭等における身体的・心理的虐待、高齢者の家族等による無断の財産処分(経済的虐待)などの人権問題が発生しています。高齢者が安心して生き生きと暮らせる社会にするため、認知症への理解も含めて、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

⑥ アイヌの人々に対する

偏見や差別をなくそう

先住民族であるアイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会を実現するため、その歴史、文化、伝統及び現状に関する認識と理解を深め、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、偏見や差別を解消していくことが必要です。

⑧ 感染症に関連する

偏見や差別をなくそう

新型コロナウイルス感染症、エイズ、肝炎等の感染症に関する知識や理解の不足から、日常生活や、学校、職場等、社会生活の様々な場面で差別やプライバシー侵害などの人権問題が発生しています。感染症に関する正しい知識を持ち、正しい情報に基づく冷静な判断が重要であるとの理解を深め、偏見や差別を解消していくことが必要です。

様々な人権課題

みんなで築こう 人権の世紀

「誰か」のこと じゃない。

法務省：令和5年度啓発活動重点目標

⑩ 刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別をなくそう

刑を終えて出所した人やその家族に対する根強い偏見によって、就職差別や住居の確保が困難であることなどの人権問題が発生しています。刑を終えて出所した人が更生するためには、本人の強い更生意欲と共に、周囲の人々の理解と協力により円滑な社会復帰を実現することが重要であり、この問題についての関心と理解を深め、偏見や差別を解消していくことが必要です。

⑬ 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう

「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」により、我が国の喫緊の国民的課題である拉致問題の解決を始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされています。この問題についての関心と認識を深めていくことが必要です。

⑯ 人身取引をなくそう

人身取引(性的サービスや労働の強要等)は、重大な犯罪であるとともに、基本的人権を侵害する深刻な問題です。この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

⑪ 犯罪被害者やその家族の人権に配慮しよう

犯罪被害者やその家族が、興味本位のうわさや心ない中傷などによって名誉を傷つけられたり、私生活の平穏が脅かされたりするなどの人権問題が発生しています。犯罪被害者やその家族の立場を考え、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

⑭ ホームレスに対する

偏見や差別をなくそう

ホームレスの自立を図るために様々な取組が行われている一方、ホームレスに対する嫌がらせや暴行事件等の人権問題も発生しています。この問題についての関心と理解を深め、偏見や差別を解消していくことが必要です。

⑰ 地震等の災害に起因する

偏見や差別をなくそう

震災等の大規模な災害の発生時における、不確かな情報に基づいて他人を不當に取り扱ったり、偏見や差別を助長するような情報を発信するなどの行動は、重大な人権侵害になり得るだけではなく、避難や復興の妨げにもなりかねません。正しい情報と冷静な判断に基づき、一人一人が思いやりの心を持った行動をとれるよう呼びかけていくことが必要です。

人権教育の日常化を目指す チェックリスト

人権感覚を磨き、自分のできる身近なことから人権教育の具体的な取組をはじめ、日常化を図りましょう。

■ 人権が尊重される授業（活動）づくりができているか振り返ってみましょう。

（チェック方法 ◎常に実践している ○おおむね実践している △すぐに意識していきたい）

《自己存在感を持たせる支援の工夫》		月／日	/	/	/
①	一人一人の学習意欲や習熟の度合いを把握し、課題や教材を工夫していますか。				
②	結果にこだわらず、幼児児童生徒の思考過程や学習過程を認めていますか。	○			
③	ICT機器を活用して協力して活動できる場を工夫し、互いの考え方や方法のよさに気付かせていますか。	△			
④	承認・賞賛・励ましの言葉をかけ、個に応じた適切な支援を行っていますか。	○			
《共感的人間関係を育成する支援の工夫》		月／日	/	/	/
⑤	「誰にでも失敗はある」「誰もがよさや弱さをもっている」という認識に立ち、意図的に互いを尊重し合う人間関係づくりをしていますか。	○			
⑥	互いの役割や責任を認め合う態度を育てていますか。	△			
⑦	自分と異なる考え方や意見を受け止め、それを理解したり受け入れたりする気持ちが育つよう幼児児童生徒に伝えていますか。				
《自己選択・自己決定の場を設定する工夫》		月／日	/	/	/
⑧	発達段階に応じて、学習の見通しをもって計画を立てるための支援を行っていますか。				
⑨	相手や内容に応じた多様な表現方法を選択する機会を提供していますか。				
⑩	一人一人の実態や学習内容に応じた学習成果を振り返って、互いの学びを交流する機会を設定していますか。				

■ 人権教育の全校推進体制について、自己診断してみましょう。

（チェック方法 ◎常に実践している ○おおむね実践している △すぐに意識していきたい）

《学校（園）での日々の人権教育を振り返って》		月／日	/	/	/
①	校長等管理職のリーダーシップの下、人権教育の推進体制は整えられていますか。				
②	人権課題に対する理解を深めるための教職員研修が計画的に実施されていますか。また、教職員間で実践の交流・評価がされていますか。				
③	教育活動全体を通して、人権についての知的理解を深める指導と人権感覚を育成する指導を推進していますか。				
④	人権尊重の視点に立って豊かな言語環境を整えていますか。	○			
⑤	教育課程の編成・実践に当たっては、教職員の働き方改革が配慮されていますか。				

【参考資料】 こんな学校でありたいV 令和5年2月 茨城県教育研究会
 人権教育指導資料（第42集）令和2年3月 茨城県教育委員会
 人権教育指導資料（第44集）令和4年3月 茨城県教育委員会
 人権教育指導資料（第45集）令和5年3月 茨城県教育委員会
 人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕
 実践編 平成20年3月
 人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕
 策定以降の補足資料（令和5年3月改定）



茨城県人権啓発キャラクター
ココロちゃん

このリーフレットは、全教職員に配付しています。いつでもすぐに取り出せるところに保管し、職員研修等の際には、ぜひ御活用ください。